

暮らし

国民年金保険料の年末調整や確定申告について

国民年金保険料を社会保険料控除として年末調整や確定申告をする時は、9月までに納付した方は11月上旬に、10月から12月までに今年初めて納付する方は平成25年2月上旬に送付する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。※家族の保険料も納付者の控除可能です。※日本年金機構専用ダイヤル ☎0570・070・117 IP電話の方 ☎03・6700・1130

個人住民税の納税はお済みですか

北海道と連携し、個人住民税（市道民税）の滞納者に対して、11月に催告文書を送付します。催告書の指定期日までに必ず納税してください。期日までに納税されない場合は、財産の差し押さえを行います

☎市納税課 ☎(32)6274 苫小牧道  
☎税務所 ☎(32)5178

消費者トラブルの相談状況

平成23年度の相談総件数（苦情・問い合わせ・要望）は千908件で、うち苦情相談は千515件、問い合わせ・要望は393件となっています。前年度比では、162件の減少となっていますが、無理な契約をさせられたり、身に覚えのない架空請求や不当請求による強引な取り立てを受けるケースが目立っています。商品・役務別相談件

11月の無料相談

内容・会場	とき
	申し込み・詳細
<b>総務省行政相談所</b> 国の行政全般についての相談 市役所 2階 談話室	5日(月) 13時～16時 直接会場へ 市民自治推進課 ☎32-6152
<b>消費生活・多重債務についての相談</b> 消費者センター(市民活動センター)	月～金曜日 9時～17時(第2金曜日は20時まで) 第3土曜日 10時～15時 消費生活 = ☎33-6510 多重債務 = ☎32-6119
<b>一日こども相談</b> 18才までの子どもとその家族に関するあらゆる相談 市役所 1階	21日(水) 10時～16時 申し込み 電話で室蘭児童相談所 ☎0143-44-4152 子育て支援課 ☎32-6369
<b>法律無料相談</b> 弁護士による法律に関する相談 市民活動センター	25日(日) 9時～12時 申し込み 18日(日) 10時～15時 男女平等参画推進協議会 ☎32-3610 市男女平等参画課 ☎32-3544
<b>行政書士会くらしの無料相談会</b> 遺言、相続、成年後見人制度 市民活動センター	22日(水) 13時30分～19時 申し込み 電話で山崎行政書士事務所 ☎36-5633 社会福祉協議会 ☎32-7111
<b>困りごとなんでも相談</b> いじめ、差別、家庭内暴力、不登校、金銭トラブルなど 札幌法務局苫小牧支局 2階	15日(水) 9時30分～12時30分 申し込み 電話で 予約 申し込み順 札幌法務局苫小牧支局 ☎34-7151
<b>法律相談</b> 岡田秀樹 弁護士	22日(水) 9時30分～12時(1人20分程度) 定員 7人 申し込み順 申し込み 1日(水)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご連絡ください
<b>無料市民相談</b> 市民相談所(市民活動センター)	13日(水) 18時～20時 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題 ※直接市民活動センターへ
<b>夜間心配ごと相談</b>	市民相談所(☎32-7111)では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています

固定資産税の軽減について

改修工事や新築をした住宅で、次の要件に該当する場合は固定資産税が軽減されます  
今年度から該当する住宅の要件・軽減額 下表のとおり

工事	住宅の要件	軽減額	
新築 ① 長期優良	●長期優良住宅(200年住宅)の認定を受けた ●平成24年1月1日～26年12月31日に新築した	●1/2の額が減額 ●1戸あたり120㎡相当分まで減額	
改修工事	② 耐震	●昭和57年1月1日以前からある ●1戸あたりの工事費が30万円以上 ●現行の耐震基準に適合する工事をした	●1/2の額が減額 ●1戸あたり120㎡相当分まで減額
	③ バリアフリー	●平成19年1月1日以前からある ●平成24年1月1日～平成25年3月31日に一定の工事をした ●65歳以上、要介護・要支援認定を受けている、障がいのある方のいずれかが居住する(賃貸住宅を除く) ●所定の工事費用合計が30万以上	●1/3の額が減額 ●1戸あたり100㎡相当分まで減額
	④ 省エネ	●平成20年1月1日以前からある ●平成24年1月1日～25年3月31日に一定の工事をした ●窓を含む所定の工事でその費用が30万円以上	●1/3の額が減額 ●1戸あたり120㎡相当分まで減額

**減額期間** ①新築から5年度分(中高層耐火建築物は7年度) ②工事が完了した日が●平成24年1月1日～26年12月31日＝2年間、●平成25年1月1日～27年12月31日＝1年間 ③④翌年分  
※②～④は工事から3カ月以内に申告する必要あり

☎詳細 資産税課 ☎32-6268

数では、「金融・保険サービス」に関する苦情相談が392件(主にフリーローン・

サラ金218件)、次いで「運輸・通信サービス」の352件(主にアダルト、出会い系

広告